

他市の行政改革大綱（プラン）策定状況（類似団体等）類似団体とは、人口と産業構造などにより分類したもの【丹波市：Ⅱ－2型】

丹波市：①面積：493.21km² ②人口：60,414人 ③財政力指数：0.43 ④将来負担比率：△42.6%（面積・人口は令和6年6月末、財政力指数・将来負担比率は令和4年度決算時）

都道府県 市名	類似団体・近隣市 ①面積、②人口、 ③財政力指数、 ④将来負担比率	名称 期間	策定の背景	策定にあたっての視点/課題	基本理念/ 目標	基本方針/取組項目
京都府 福知山市	類似団体・近隣市 ①552.54km ² ②74,721人 ③0.52 ④33.8%	第6次福知山市 行政改革大綱 令和4年度～ 令和8年度	昭和60年度に「第1次行政改革大綱」から始まり、組織機構や事務事業の見直しなどから行政改革の取組を始め、35年以上継続して行政改革を進めてきました。直近では、「次世代へつなぐ新たな改革」をテーマに掲げ、4つの基本方針、12の取組及び108の実施項目を定め、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までを計画期間とする第6次行政改革に取り組み、削減効果額4,533百万円、公共施設マネジメント24,672m ² 、職員の適正配置31人削減と成果を出している。 今後、20年程度の環境変化、特に人口減少や人口構造の変化による影響は大きく、また、事前環境の変化による災害リスクによる大きな影響も高まることから、従前の行政改革の延長線上で考えるのではなく、環境の変化を見据えたうえで、改革に取り組む必要がある。	基礎自治体としての持続性に警告が鳴らされている 2040年に向けて、以下の3点を重視する。 ①市役所の組織体制見直し ②ICTなどの積極的な活用とDX（デジタルトランスフォーメーション※）推進による抜本的な業務改革 ③住民との対話や多様な主体との協働による課題解決及び課題の早期発見そして、住民本位のまちづくりを進め、選ばれる自治体として価値を高め人口減少社会を乗り切る。	時代の変化を敏感に捉えた、生産性の高い行政経営の確立	基本方針1：価値共創によるパートナーシップの推進 ・民間が強みを発揮する分野の委託・アウトソーシングの推進 ・大学やNGO・NPO、企業等との連携協定の促進 ・市民との対話機会や意見徴収方法の拡充 ・オープンガバメント、オープンデータの推進 基本方針2：DXの推進とICTを徹底活用した業務運営の早期実用化 ・全庁かつ横断的なDX推進体制の整備 ・業務フローの見直し及び標準化 ・行政手続きの徹底的なオンライン化 ・AIやRPAを活用した業務プロセスの構築 基本方針3：福知山市職員としての資質の向上 ・チャレンジ目標の設定や人事評価の見直し ・OJTに重心を置いた職員育成と管理監督職の資質向上 ・部課横断的な事業推進・自主研究チームの形成及び活用 ・地域の諸課題を自分事として受け止め改善に取り組む人材の育成 基本方針4：持続可能で質の高い行財政経営の確立 ・「福知山市持続可能な財政運営の基本方針」の策定と財政4指標の健全性堅持 ・全庁的な庁内会議体の見直し ・部長マネジメントの機能かと管理監督職のマネジメント力の向上 ・行財政マネジメントシステムの機能向上とEBPMの推進
滋賀県 野洲市	類似団体 ①80.15km ² ②50,706人 ③0.78 ④23.2%	野洲市行財政改革推進プラン 令和4年度～ 令和8年度	令和3年3月の「令和2年度中期財政見直し」では、現状の財政運営を継続した場合、令和7年度に財政調整基金が最低保有規模とする6億円を下回る厳しい見通しとなる。この主な要因は、直営で実施している業務が多く、経常的な経費である人件費の割合が類似団体との比較において高く、機能が重複する施設の集約化が進んでいないことにより、歳入と歳出のバランスが崩れている。その結果、公共施設等の長寿命化や更新といったいわゆる老朽化対策に要する経費に充てる財源が用意できていないなどの大きな課題が既に顕在化している。今、直面する行財政の危機に対し、市を挙げて徹底した改革に取り組むことが必要であり、このプランを実施することで持続可能な行財政運営を実現し、市民の皆様のニーズに応え、市民の皆様が将来にわたっていきいきと暮らせる社会、笑顔あふれる市政の実現を目指す。	行財政改革の効果目標 （令和8年度末） 財政調整基金残高 15億円以上 公共施設等整備基金積立 7.5億円以上	I：「民間」の力が活かされる行政運営への転換 ①公共サービスのあり方の見直し II：市役所業務の見直しによる組織運営の効率化 ②人件費削減の取組（内部事務の見直し・施設統廃合・組織改編等によるもの） ③枠予算制度の導入 ④市役所業務の効率化の取組 ⑤補助事業・サービス等の見直し ⑥事業推進の合理化による歳出圧縮の取組 III：公共施設の適正管理による持続可能な施設運営の実現 ⑦公共施設の統廃合も含めた機能のあり方の見直し IV：歳入確保の取組 ⑧資産の有効活用による歳入確保・歳出削減の取組 ⑨各種広告収入の確保の取組 ⑩ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進 ⑪一般会計貸付金の早期返還の推進 ⑫使用料および手数料等の見直し	

都道府県 市名	類似団体・近隣市 ①面積、②人口、 ③財政力指数、 ④将来負担比率	名称 期間	策定の背景	策定にあたっての視点/課題	基本理念/ 目標	基本方針/取組項目
岡山県 玉野市	類似団体 ①103.58km ² ②54,475人 ③0.55 ④— ※ ④「将来負担比率」の「-」は、将来負担額を充当可能財源等が上回っていることを示します。	玉野市行財政改革大綱 第8次 令和5年度～ 令和8年度	玉野市総合計画では、将来像として【誰もが行ってみたい、住み続けたいまち～たまので育つ、TAMANOが育つ～】の実現に向けた取組を着実に推進し、玉野市を魅力的なまちにしていくためには、政策の実現を支える財政基盤と効率的で効果的な行財政運営が必要である。 また、更なる少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化対策といった課題等、本市を取り巻く状況は深刻化しているところである。 こうした状況の中で、住民福祉の増進と魅力的なまちづくりを進めるためには、これまでの行財政改革の成果を維持するとともに、限りある経営資源を有効に活用したより効率的で効果的な行財政運営が必要となり、様々な行財政課題に的確に対応するとともに、総合計画を着実に推進するため、将来を見据えた中長期的な視点で不断の改革に取り組み、市民との協働による持続可能な行財政運営を行うことを目的として策定する。	将来にわたって持続可能な行財政基盤を確立していくためには、限りある経営資源を有効に活用した効率的で効果的な行財政運営を行うための行財政改革や財政規律の確保により、不断の改革を行っていく必要がある。	持続可能で魅力的な玉野の実現に向けた行財政改革	取組方針1：健全で持続可能な財政基盤の確立 取組方針2：行政サービスの最適化・市民の利便性の向上 取組方針3：効率的で効果的な行政運営 取組項目 1 市税・料等の収納率の向上 2 ふるさと納税の推進 3 公有財産を活用した歳入確保 4 競輪事業の収益増加 5 使用料・手数料の見直し 6 公共交通運営事業の見直し 7 葬祭制度の見直し 8 未利用地の処分 9 分譲地の売却 10 公共施設再編整備の推進 11 幼保一体化の推進 12 小中学校の適正規模化 13 教育サポートセンターの移転先の検討 14 渋川周辺の活性化 15 DXの推進及びICTの利活用（再掲） 16 人材育成の推進 17 働き方改革の推進 18 消防本部、消防署の運営形態の改革 19 消防団の運営形態の改革 20 新たな行政評価システムの構築・運用
兵庫県 豊岡市	近隣自治体 ①697.55km ² ②75,786人(5月末) ③0.38 ④44.7%	第5次 豊岡市行財政改革大綱 令和4年度～ 令和8年度	第4次の4本の柱（①市民との共創、②歳入確保の推進、③歳出の効果的・効率的な実行、④職員の意識・行動改革）を総括すると、ふるさと納税の推進や玄武洞公園の有料化などによって歳入確保は推進され、学校給食調理等業務の民間委託やICT活用による業務効率化などによって歳出の効果的・効率的な実行は実現されている。これらによる財政健全化の効果は、目標額である4億円を超えて相当の成果を達成している。しかしながら、行政改革の軸とも言える市民との共創や職員の意識・行動改革については、具体的な成果を見出すことはできない状況である。	重要な視点として、公共サービスは、行政が主体的に提供するサービスと、市民や企業が提供するサービスの二者から構成されているという点である。福祉や医療や保育をはじめ、多くのサービスは官と民との連携で提供されており、行政（豊岡市）はこの連携を有意に展開する責任がある。また、豊岡市が提供するサービスであっても、より多様で広範な市民との共創によるデザインが不可欠である。 問題点：市民ニーズの確認が自治協議会や特定の団体の代表者となり、中高年の男性の意見を反映した形となっていた。	めざす姿「限られた資本と多様性を活かし、市民の視点で公共サービスが持続可能な状態で提供されている」	基本方針(1) 公共サービスが多様な人たちによって創造されている 01 市役所が公共サービスの創造をコーディネートしている 02 市民が公共サービスの創造プロセスに参画している 03 創造された公共サービスの点検・評価が行われている 基本方針(2) 多様な市民の思い・願いが尊重されている 01 市役所が多様な市民の思い・願いを理解している 02 市民と市役所が対話を通じて多様な意見を尊重する仕組みが整っている 03 多様な想いが活かされ暮らし続けられる地域づくりを進めている 基本方針(3) さまざまな豊岡の資本が効果的に活用されている 01 豊岡の資本を市民と市役所が理解している 02 豊岡の資本を活かした市民と市役所のさまざまな活動が実行されている 03 豊岡の資本に応じた市役所の組織体制になっている 基本方針(4) デジタル社会を前提とした市役所になっている 01 だれもがデジタル化のメリットを享受できている 02 職員すべてがデジタル技術を使いこなしている 03 コンパクトでスリムな行政組織になっている 基本方針(5) すべての職員にとって働きがいのある市役所になっている 01 職員の働き方の柔軟性が高まっている 02 個々の能力や意欲を活かしたキャリアが構築できている 03 立場によらず円滑なコミュニケーションと活発な議論が行われている

都道府県 市名	類似団体・近隣市 ①面積、②人口、 ③財政力指数、 ④将来負担比率	名称 期間	策定の背景	策定にあたっての視点/課題	基本理念/ 目標	基本方針/取組項目
兵庫県 朝来市	近隣自治体 ①403.06km ² ②27,923人 ③0.39 ④△56.7%	第4次朝来市行 財政改革大綱 令和4年度～ 令和8年度	今後、歳入面では、人口減少や少子高齢化による市 税や地方交付税の減少が予測される。 さらに、歳出面では、扶助費や公共施設関係経費の 増加が見込まれ、本市を取り巻く財政状況はますます 厳しくなっていくと予測される。 このことから、将来にわたって持続可能な行財政運 営のもとで市民福祉の増進を図り、第3次朝来市総 合計画で掲げる将来像「人と人がつながり 幸せが循 環するまち」の実現を目指すため、第4次行財政改 革大綱を策定する。	自治基本条例のまちづくりの基本原則にある「参画と 協働」、「情報の共有」及び「自律と共助」の3つを 順守する。 将来を見据えた計画の策定として、質の高い行政サー ビスと地域活力を維持しつつ、持続的発展を図る。 【課題】 ・事務事業の課題や問題点を検証し、常に改善を図る 必要がある ・スマート自治体への転換を進めていく必要がある ・常に行政サービスの向上や業務の効率化を図る必要 がある ・公共施設再配置計画の実施への市民の説明や理解を 得る必要がある ・多様化・高度化する業務に対応できる職員育成が必 要がある ・より多様な市民との対話ができるよう検討する必要 がある ・市民と行政をつなぐ中間支援機能を強化する必要が ある		【基本方針1】歳入確保の推進 (1) 既存歳入の確保 (2) 新たな歳入の確保 【基本方針2】歳出の効果的かつ効率的な実行 (1) 既存事業の適正化 (2) デジタル化の推進 (3) 健全な財政運営 【基本方針3】職員の育成と組織力の強化 (1) 社会経済情勢の変化に対応した職員人材育成 (2) 最適な行政サービスを提供できる組織体制の構築
兵庫県 養父市	近隣自治体 ①422.91km ² ②20,443人 ③0.24 ④△47.9%	第5次 養父市市行政改 革大綱 令和5年度～ 令和9年度	第4次行政改革大綱（平成29年度策定）では公共施 設やインフラの老朽化対策が示されるなど、依然と して課題は多くある。一方で、平成26年度の国家戦 略特区の指定により、全国の注目を集める中、多く の企業が規制緩和を活用して農業参入し、経済効果 と雇用創出、農地と地域コミュニティの再生、スマ ート農業の実践のほか、農業分野以外でも、オン ライン医療やドローンといった先端技術を活用した 実証が進むなど、大きな活力が生まれている。ま た、令和3年10月には、新たな養父市の方向性を示 す、市の最上位計画である「養父市まちづくり計 画」が策定され、30年後の養父市を見据えたDXの 推進、つながり人口の拡大、社会的処方※4の視点 を取り入れた重層的な地域共創社会づくりに向けて の施策推進、そしてその先にある、あらゆる市民に とってのwell-being※5の実現に向け、新たなまち づくりが始まっている。 今後も、ますます多様化する市民ニーズに応えつ つ、将来にわたって行政サービスの維持・向上を図 るため、第5次行政改革大綱に基づき不断の行政改 革に取り組む。	今後の課題 (1) 適切な事業評価の実施 ・事業評価におけるPDCAサイクルの適切な稼働と 見える化の徹底 (2) 歳出管理の徹底と自主財源の確保 ・PDCAサイクルを適切に稼働させるとともに、見え る化の徹底が必要 ・税収拡大に資する国家戦略特区を契機とした参入企 業の経済活動の向上 (3) 公共施設等の適正管理 ・上下水道においては事業運営の健全化維持に向け、 受益と負担のあり方の適正性も含めた検討 (4) 「養父市まちづくり計画」実現への貢献 ・創意工夫、官民連携、市民とのパートナーシップに より、持続可能なまちづくり	めざす姿「限られた資本 と多様性を活かし、市民 の視点で公共サービスが 持続可能な状態で提供さ れている」	基本方針1 規律ある財政運営と基盤の強化 1-1 メリハリある事業推進 1-2 財政運営における厳格なリスク管理 1-3 あらゆる自主財源の収入増 基本方針2 公共施設等の適正化 2-1 総保有量の縮減と計画的な維持管理 基本方針3 広報の戦略化・抜本的改革 3-1 広報戦略の策定と実行 基本方針4 市民とのパートナーシップの推進 4-1 市民と行政のパートナーシップを培う市民評価の実施 基本方針5 好奇心やエネルギーあふれる職員の育成 5-1 職員数の定員適正化の見直し 5-2 好奇心やエネルギーあふれる職員の育成 基本方針6 効率的で効果的な行政運営 6-1 組織間の一層の連携強化 6-2 マイナンバーカードの徹底活用と自治体DXの推進 6-3 国家戦略特区の規制緩和のさらなる活用 6-4 さらなる近隣自治体との連携、県との役割分担の見直し

※1 財政力指数……地方公共団体の財政力を示す指数。標準的な行政に係る歳出額（基準財政需要額）に標準的な歳入（基準財政収入額）でどれだけ対応できるかを表しています。

※2 将来負担比率…地方公共団体が将来支払っていく可能性のある負担の現時点での残高を指標化したもの。将来的に負担が見込まれる負債（地方債、職員の退職手当、特別会計・公営企業会計・外郭団体等の負担）

から基金を差し引いたうえで、標準的かつ使い道が決まっていない収入で割った数値です。将来負担比率が350%以上（政令市においては400%以上）の地方公共団体は、早期健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければならない。